

料金後納郵便

親展

XXXX-XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX様
9999-9999999-9999-999

大切なお知らせ必ずご開封ください。

国民年金保険料のお知らせ

差出人
日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先（宛先不明の場合の返送先）
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
〒999-9999
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
TELXXXXXXXXXXXXX
ご案内は内側にあります。
裏面①からゆっくりていねいに開いてご覧ください。

国民年金未納保険料
納付勧奨通知書（催告状）

お客様の国民年金保険料には、下記の納付状況のとおり未納があります。
未納があると、年金を受け取るときに影響がありますので、**金融機関・コンビニエンスストア等**で納めてください。
（影響について詳しくは裏面をご覧ください。）

納付状況

年度	未納月数	未納金額
X Z9	Z9カ月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9円
	456789101112123	X X X X X X X X X
年度	未納月数	未納金額
X Z9	Z9カ月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9円
	456789101112123	X X X X X X X X X
年度	未納月数	未納金額
X Z9	Z9カ月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9円
	456789101112123	X X X X X X X X X
合計	未納月数	未納金額
	Z9カ月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9円

・納付期限が到来していない月は、空白としています。

納付状況の記号説明

*	未納	サ	学生納付特例
A,B,H,¥	納付済	セ	納付猶予
L,R,Y,Z	全額免除	+	第3号納付
ア,チ,ヒ	半額,3/4,1/4免除(未納)	D,E	産前産後免除
イ,ツ,フ	半額,3/4,1/4免除(納付済)	-	納付期限2年経過(注)
/	厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または20歳前の期間		

(注) 納付状況に関わらず「-」と表記しています。

令和99年99月99日時点のデータに基づき作成しています。
すでに保険料を納めた方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。

必ずお読みください

●ねんきんネットから納付書がなくとも納付することができます。操作方法等、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
（「国民年金 納付書によらない納付」で検索してください。）

●納付書での納付をご希望の方で、納付書がお手元ない場合は年金事務所までご連絡ください。

●経済的に保険料を納めることが難しい場合は、**国民年金保険料の免除申請を行うことができます。**
詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせの際は基礎年金番号が必要です。
お客様の基礎年金番号は 9999-999999 です。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。
・共済組合に加入していた月数は含んでいません。
・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金月数							
全額納付	法定免除 全額免除	1 / 4 納付	半額納付	3 / 4 納付	学生納付 特例	納付 猶予	産前産後 免除
ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9

厚生年金保険加入月数計	船員保険加入月数計	合計
ZZ9カ月	ZZ9カ月	ZZ9カ月

令和●●年●●月より国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者が行います。
「○○○○○○○○」
お問い合わせ先 ○○○○-○○-○○○
営業時間 ○○：○○～○○：○○

国民年金保険料に未納がある場合や、免除または納付猶予の申請が無い方には、日本年金機構が委託した民間事業者から、文書、電話による納付や免除等申請手續のご案内をしています。

- ご案内の際には、委託事業者名および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- 金融機関やコンビニエンスストアにおいて A T M 操作をお願いすることは一切ありません。
- 基礎年金番号通知書又は年金手帳、年金証書、現金等をお預かりすることは一切ありません。

開封方法

①②の順に矢印の方向へゆっくりとねいに開いてください。

①

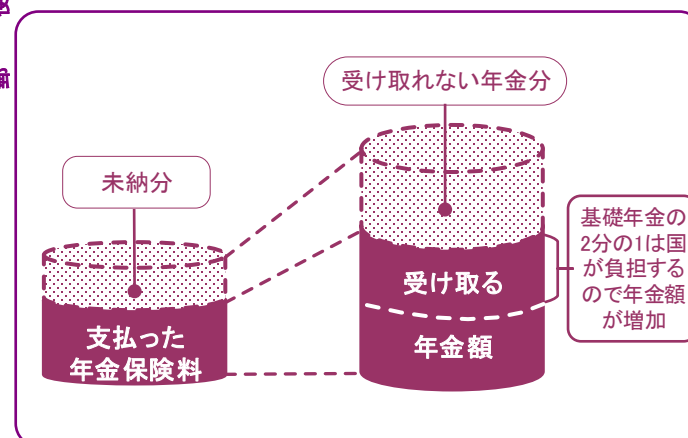
国民年金保険料は、多くの方にお支払いいただいています

公的年金加入者約 6,800 万人のうち未納者※は 1 % に過ぎません。

※ 24 カ月の保険料が未納となっている方

保険料の未納が続くと、

- 未納 1 年あたり「**老齢基礎年金**」が年額約 2 万円少なくなるだけでなく、「**老齢基礎年金**」を受け取ることができない場合があります。
- 障害を負ってしまった時「**障害基礎年金**」を受け取ることができない場合があります。
- お亡くなりになった時、遺族の方が「**遺族基礎年金**」を受け取ることができない場合があります。



保険料の免除・猶予制度等があります

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料の納付が困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除・猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（任意加入期間は除きます。）について、さかのぼって申請できます。

詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html>)

国民年金の免除手続は電子申請が便利です

国民年金 免除 電子申請

検索

(https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)



納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の**全額が社会保険料控除の対象**となりますので、税金の負担が軽減されます。

2411 1016 010